

明治三十二年法律第九十三号

行旅病人及行旅死亡人取扱法

第一条 此ノ法律ニ於テ行旅病人ト称スルハ步行ニ堪ヘサル行旅中ノ病人ニシテ療養ノ途ヲ有セス且救護者ナキ者ヲ謂ヒ行旅死亡人ト称スルハ行旅中死亡シ引取者ナキ者ヲ謂フ

第二条 行旅病人ハ其ノ所在地市町村之ヲ救護スヘシ

第三条 行旅病人又ハ其ノ同伴者ヲ救護シタルトキハ市町村ハ速ニ扶養義務者又ハ第五条ニ掲ケタル公共団体ニ通知シ之ヲ引取ラシムルノ手續ヲ為スヘシ

第四条 救護ニ要シタル費用ハ被救護者ノ負担トシ被救護者ヨリ弁償ヲ得サルトキハ其ノ扶養義務者ノ負担トス

第五条 行旅病人若ハ其ノ同伴者ノ引取ヲ為ス者ナキトキ又ハ救護費用ノ弁償ヲ得サル場合ニ於テ其ノ引取並費用ノ弁償ヲ為スヘキ公共団体ニ関シテハ勅令ノ定ムル所ニ依ル

第六条 扶養義務者ニ対スル被救護者引取ノ請求及救護費用弁償ノ請求ハ扶養義務者中ノ何人ニ対シテモ之ヲ請求スルコトヲ得但シ費用ノ弁償ヲ為シタル者ハ民法第八百七十八条ニ依リ扶養ノ義務ヲ履行スヘキ者ニ対シテ請求ヲ為スヲ妨ケス

第七条 行旅死亡人アルトキハ其ノ所在地市町村ハ其ノ状況相貌遺留物件其ノ他本人ノ認識ニ必要ナル事項ヲ記録シタル後其ノ死体ノ埋葬又ハ火葬ヲ為スベシ

第八条 墓地若ハ火葬場ノ管理者ハ本条ノ埋葬又ハ火葬ヲ拒ムコトヲ得ス

第九条 行旅死亡人ニ関スル規定ハ前項ノ場合ニ準用ス

第十条 行旅死亡人ノ住所若ハ居所及氏名知レタルトキハ市町村ハ速ニ相続人ニ通知シ相続人分明ナラサルトキハ扶養義務者若ハ同居ノ親族ニ

通知シ又ハ第十三条ニ掲ケタル公共団体ニ通知スヘシ

第十一条 行旅死亡人取扱ノ費用ハ先ツ其ノ遺留ノ金銭若ハ有価証券ヲ以テ之ニ充テ仍足ラサルトキハ相続人ノ負担トシ相続人ヨリ弁償ヲ得サルトキハ死亡人ノ扶養義務者ノ負担トス

第十二条 行旅死亡人ノ遺留物件ハ市町村之ヲ保管スヘシ但シ其ノ保管ノ物件滅失若ハ毀損ノ虞アルトキ又ハ其ノ保管ニ相当ノ費用若ハ手数ヲ要スルトキハ之ヲ売却シ又ハ棄却スルコトヲ得

第十三条 市町村ハ第九条ノ公告後六十日ヲ経過スルモ仍行旅死亡人取扱費用ノ弁償ヲ得サルトキハ行旅死亡人ノ遺留物品ヲ売却シテ其ノ費用ニ充ツルコトヲ得其ノ仍足ラサル場合ニ於テ費用ノ弁償ヲ為スヘキ公共団体ニ関シテハ勅令ノ定ムル所ニ依ル

第十四条 市町村ハ行旅死亡人取扱費用ニ付遺留物件ノ上ニ他ノ債権者ノ先取特権ニ対シ優先権ヲ有ス

第十五条 行旅病人行旅死亡人及其ノ同伴者ノ救護若ハ取扱ニ関スル費用ハ所在地市町村費ヲ以テ一時之ヲ繰替フヘシ

第十六条 前項費用ノ弁償金徴収ニ付テハ市町村税滞納処分ノ例ニ依ル

第十七条 前項ノ徴収金ノ先取特権ハ国税及地方税二次ゲモノトス

第十八条 外国人タル行旅病人行旅死亡人及其ノ同伴者並其ノ所持物件若ハ遺留物件ノ取扱ニ関シ別段ノ規定ヲ要スルモノハ政令ヲ以テ之ヲ定ム

第十九条 船車内ニ於ケル行旅病人行旅死亡人及其ノ同伴者並其ノ所持物件若ハ遺留物件ノ取扱ニ関シ別段ノ規定ヲ要スルモノハ政令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十条 明治十五年第四十九号布告行旅死亡人取扱規則ハ此ノ法律施行ノ日ヨリ廃止ス

第二十一条 附則(昭和二年二月二日法律第一二二二号)抄

第二十九条 この法律は、昭和二十三年一月一日から、これを施行する。

附則(昭和二年二月二日法律第一二二二号)抄

附則(昭和二年二月二日法律第一二二二号)抄

附則(昭和二年二月二日法律第一二二二号)抄

附則(昭和二年二月二日法律第一二二二号)抄

附則(昭和二年二月二日法律第一二二二号)抄

附則(昭和二年二月二日法律第一二二二号)抄

附則(昭和二年二月二日法律第一二二二号)抄

附則(昭和二年二月二日法律第一二二二号)抄

附則(昭和二年二月二日法律第一二二二号)抄

附則(昭和二年二月二日法律第一二二二号)抄

附則(昭和二年二月二日法律第一二二二号)抄

附則(昭和二年二月二日法律第一二二二号)抄

附則(昭和二年二月二日法律第一二二二号)抄

附則(昭和二年二月二日法律第一二二二号)抄

附則(昭和二年二月二日法律第一二二二号)抄

附則(昭和二年二月二日法律第一二二二号)抄

附則(昭和二年八月二五日法律第二一三三号)抄

この法律は、昭和二十八年九月一日から施行する。

この法律施行前従前の法令の規定によりなされた許可、認可その他の処分又は申請、届出その他の手続は、それぞれ改正後の相当規定に基づいてなされた処分又は手続とみなす。

附則(昭和三年四月二〇日法律第一四八号)抄

附則(昭和三年四月二〇日法律第一四八号)抄

附則(昭和三年四月二〇日法律第一四八号)抄

附則(昭和三年四月二〇日法律第一四八号)抄

附則(昭和三年四月二〇日法律第一四八号)抄

附則(昭和三年四月二〇日法律第一四八号)抄

附則(昭和三年四月二〇日法律第一四八号)抄

附則(昭和三年四月二〇日法律第一四八号)抄

附則(昭和三年四月二〇日法律第一四八号)抄

附則(昭和三年四月二〇日法律第一四八号)抄

附則(昭和三年四月二〇日法律第一四八号)抄

附則(昭和三年四月二〇日法律第一四八号)抄

附則(昭和三年四月二〇日法律第一四八号)抄

附則(昭和三年四月二〇日法律第一四八号)抄

附則(昭和三年四月二〇日法律第一四八号)抄

附則(昭和三年四月二〇日法律第一四八号)抄

附則(昭和三年四月二〇日法律第一四八号)抄

附則(昭和三年四月二〇日法律第一四八号)抄

附則(昭和三年四月二〇日法律第一四八号)抄

附則(昭和三年四月二〇日法律第一四八号)抄

附則(昭和三年四月二〇日法律第一四八号)抄

附則(昭和三年四月二〇日法律第一四八号)抄

第八条において同じ。の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりなされた許可等の処分その他の行為(以下この条において「処分等の行為」という。))又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりなされている許可等の申請その他の行為(以下この条において「申請等の行為」という。))でこの法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。))の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりなされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。一から四まで 略 五 第十四条の規定、第十五条の規定(身体障害者福祉法第十九条第四項及び第十九条の二の改正規定を除く。附則第七條第二項において同じ。)、第十六條の規定、第十七條の規定(児童福祉法第二十条第四項の改正規定を除く。附則第七條第二項において同じ。)、第十八條、第十九條、第二十六條及び第三十九條の規定並びに附則第七條第二項及び第十一條から第十三條までの規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日 (その他の処分、申請等に係る経過措置) 第六条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則